

○美咲町住民基本台帳の閲覧等事務取扱要綱

平成18年11月1日

告示第87号

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第11条の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧、法第12条の規定による住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付並びに法第20条の規定による戸籍の附表の写しの交付(以下「住民基本台帳の閲覧等」という。)の事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、住民のプライバシーの保護及び差別的事象の防止等住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的とする。

(住民基本台帳の閲覧等の請求)

第2条 町長は、住民基本台帳の閲覧等を請求する者に対し、請求事由等を記載し署名した請求書の提出を求めるものとする。

2 国又は地方公共団体の機関が住民基本台帳の閲覧の申出をしようとする場合は住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について(様式第1号、様式第2号)又は、それと同様の内容を記載した申請書の提出を求めるものとする。

3 個人又は法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)が閲覧の申出をしようとする場合は、住民基本台帳閲覧申出書(様式第3号)又はそれと同等の内容を記載した申請書の提出を求めるものとする。

(請求事由等の確認)

第3条 町長は、前条の請求書及び申出書の記載事項の内容が明確でない場合は、請求者等に質問し、その内容につき確認するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、請求事由等を証する書類の提示を求めることができる。

(誓約書の提出)

第4条 町長は、住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を当該請求の目的以外に使用しない旨の誓約書の提示を求めるものとする。また、法第11条の2による閲覧の場合にあっては、閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにさせるものとする。

(閲覧者の確認)

第5条 町長は、閲覧者が本人であることを確認するために、次のいずれかの書類を提示させるものとする。

(1) 個人番号カード、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の顔写真が貼付されたものに限る。)であって、閲覧者が本人であることが確認できるもの。なお、閲覧者が国又は地方公共団体、若しくは法人の職員である場合は、その身分であることが証明できるものを併せて提示させる。

(2) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便で当該閲覧者に対して文書で照会した回答書(様式第4号)を持参させる。

(請求の拒否)

第6条 町長は、住民基本台帳の閲覧等の請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求に応じないものとする。

- (1) 法第11条及び第11条の2以外の事由による閲覧の請求のとき。
- (2) 全部又は多数の住民基本台帳の閲覧の請求があった場合で、行政事務に支障が生ずるとき。
- (3) 請求者が請求事由を明らかにしないとき。ただし、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条又は戸籍の附表の写しの交付に関する省令第2条の規定に該当する場合を除く。
- (4) プライバシーの侵害又は差別的事象につながるおそれがあると認められるとき。
- (5) ダイレクトメール等営業活動のための利用(営利)に使用されるおそれがあると認められるとき。
- (6) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置申出が出されているとき。
- (7) 過去において不当な目的で閲覧したことが判明した者の申請のとき。
- (8) その他閲覧の申請を拒むに足りる相当な理由があると認められるとき。

(閲覧状況の公表)

第7条 町長は、毎年少なくとも1回、法第11条第1項及び法第11条の2第1項の規定による請求に係る閲覧の状況について、法第11条第3項、法第11条の2第12項及び省令第3条に定める事項を公表するものとする。

2 前項の公表の方法は、閲覧状況公表用紙(様式第5号、様式第6号)で美咲町公告式条例(平成17年美咲町条例第3号)により行う。

(法第11条の2第1項第3号に規定する市町村長が定めるもの)

第8条 法第11条の2第1項第3号に規定する市町村長が定めるものとは次の場合をいう。ただし、住民票の請求により居住関係の確認できるものは除く。

- (1) 訴訟を提起する際に相手方の居住関係を確認する必要がある場合
- (2) 営利以外の目的で行う居住関係の確認であって、特別な事情があるものとして町長が認めた場合

(住民基本台帳の閲覧)

第9条 町長は、住民基本台帳のうち次の各号に掲げる事項に係る部分の写しを閲覧に提供するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 出生の年月日
- (3) 男女の別
- (4) 住所

(住民票の写しの交付)

第10条 町長は、住民票の写しの交付の請求があった場合には、特別の請求がない

限り、法第7条第4号、第5号及び第9号から第13号までに掲げる事項の記載を省略した写しを交付するものとする。

(電話による照会)

第11条 町長は、電話による住民票等の記載事項に関する照会には応じないものとする。ただし、官公庁の職員からの職務上の照会については、照会者及び照会の内容等の真偽を確認してこれに応じることができる。

(消除された住民票の取扱い)

第12条 消除された住民票については、その閲覧請求に応じないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日告示第64号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月5日告示第52号)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月26日告示第30号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第25号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

美咲町長 様

住所

氏名

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
請求に係る住民の範囲				

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

美咲町長 様

住所

氏名

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				

様式第3号(第2条関係)

住民基本台帳閲覧申出書(個人又は法人による申出用)

美咲町長 様

年 月 日

申 出 者	氏名(法人名及び代表者名)	
	住所(所在地)	
(* 共同申出者がいる場合)	氏名(法人名及び代表者名)	
	住所(所在地)	
閲覧事項の利用目的		
申出に係る住民の範囲		
閲 覧 者	氏 名	
	住 所	
閲覧事項取扱者の範囲 (* 法人の場合)		
	活動責任者	住所(又は役職名)・氏名
閲覧事項の管理方法		
(* 調査研究に利用する場合)	成果の取扱い	
	実施体制	
(* 委託者がいる場合)	氏名(法人名及び代表者名)	
	住所(所在地)	

年 月 日

〒    様
--------------------

美咲町長

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。

上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名し、押印のうえ、本人であることが確認できる書類(本人の顔写真が貼付されたものに限る)とともにあなた自身が持参してください。

(ご注意)

(1) 回答書は必ず持参してください。郵送又は信書便により送付された場合は受付できません。

(2) 閲覧日は 年 月 日です。

年 月 日	
回 答 書	
美咲町長	様
年 月 日に行った住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。	
	住 所
	氏 名

様式第5号(第7条関係)

閱 覧 状 況 公 表 用 紙

年度住民基本台帳法第11条第1項の規定による請求に関する閲覧の状況について

請求をした機関の名称	
請求事由の概要	
閲覧の年月日	
閲覧に係る住民の範囲	
請求をした機関の名称	
請求事由の概要	
閲覧の年月日	
閲覧に係る住民の範囲	
請求をした機関の名称	
請求事由の概要	
閲覧の年月日	
閲覧に係る住民の範囲	



様式第6号(第7条関係)

閱 覧 状 況 公 表 用 紙

年度住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による請求に関する閲覧の状況について

申出者の氏名	
利用目的の概要	
閲覧の年月日	
閲覧に係る住民の範囲	
申出者の氏名	
利用目的の概要	
閲覧の年月日	
閲覧に係る住民の範囲	
申出者の氏名	
利用目的の概要	
閲覧の年月日	
閲覧に係る住民の範囲	